論点④　加算の趣旨・目的やその取得状況等を踏まえた加算の見直し

論点④

（退所支援等に係る加算について）

■ 退所前訪問相談援助加算、退所後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算及び在宅復帰支援機能加算は、一定期間以上介護老人福祉施設に入所していた者が、在宅での生活に円滑に移行するための相談援助等を評価するものだが、これらの加算は算定率が低く、また、評価する行為に係る時期等は異なるものの、その趣旨・目的が類似するところ、これらの加算のあり方についてどう考えるか。

（介護老人福祉施設の機能・役割を踏まえた加算のあり方について）

■ 在宅・入所相互利用加算は、在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて介護老人福祉施設の個室を計画的に利用することを評価するものだが、当該加算は算定率が低く、また、制度創設後相当期間が経過し、在宅生活の継続という観点では、短期生活入所介護の活用が進んでいる。

■ 小規模拠点集合型施設加算は、小規模な居住環境におけるケアの提供を評価するものだが、当該加算は算定率が低く、また、制度創設後相当期間が経過し、個別のケアの推進という観点では、地域密着型サービス及びユニットケア等が一定程度定着している。

■ このような状況を踏まえ、これらの加算のあり方についてどう考えるか。

対応案

■ 退所支援等に係る加算について、算定事業所が少なく、趣旨・目的が類似することを踏まえ、退所前訪問相談援助加算、退所後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算及び在宅復帰支援機能加算については統合・整理してはどうか。

■ 在宅・入所相互利用加算及び小規模拠点集合型施設加算については、算定事業所が少なく、また、制度創設当初の目的は他のサービスによって対応されていると考えられることから、当該加算を廃止してはどうか。

■ なお、算定事業所の経営への影響を勘案し、１年の経過措置を設けてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.38 より抜粋

在宅生活継続に関する加算及び小規模な居住環境におけるケアに関する加算の概要

○　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護には、在宅生活を継続する上での連絡調整や介護老人福祉施設の個室の計画的利用を評価する加算がある。
○　地域密着型介護老人福祉施設には、地域密着型サービス創設時（H18年）に新設された、小規模な居住環境におけるケアの提供を評価する加算がある。

■在宅生活継続に係る加算（特養・地密特養）

加算名	趣旨	算定要件
在宅・入所相互利用加算 （平成18年度創設）	在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行い、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、介護老人福祉施設の個室を計画的に利用することを報酬上評価するもの。	・在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用している（ベッド・シェアリング） ・在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている ⇒ **40単位／日**（※） ※　入所期間が３月を超えるときは、３月まで

■地域密着型サービス創設に関する加算（地密特養のみ）

加算名	趣旨	算定要件
小規模拠点集合型施設加算 （平成18年度創設）	民家の母屋と倉庫・離れ等を活用して、複数の居住単位に分けてケアを提供している場合に、それに要する費用を加算するもの。	同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う ⇒**５人以下の居住単位に入所している入所者について、50単位／日**

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.37 より抜粋